

刑法の思考方法

1 基本

- ① 構成要件該当性の検討
- ② 違法性の検討
- ③ 有責性の検討
- ④ 結論

※ ①～③を飛ばして④にはたどり着かない

2 構成要件該当性の検討

(1) 単独犯

- ① まずは罪となるべき行為を特定し、その上で何罪の成否を検討するかを摘示する。

例：甲の・・・という行為について、●罪の成否を検討する。

- ② 構成要件要素を適示すること

例：●●罪の構成要件は、①・・・、②・・・、③・・・である。

※総論要件（故意、因果関係等）は、いずれは、特に問題なければ記載しなくていいかも。ただし、刑法基礎1は総論がメインのようなので、できる限り記載しておくのが無難。

- ③ 各構成要件の検討の仕方

定義の摘示／規範の定立⇨事実の摘示⇨事実の評価⇨結論

(2) 共犯

まずは実行犯（(1)の思考）について論じる⇨共謀の該当性検討（⇨規範の定立⇨事実の摘示⇨事実の評価⇨結論）

3 違法性の検討

- ① まずは、なぜ本問で違法性を検討しなければならないのか（＝違法性を検討しなければならない理由となる事実を摘示）

例：Vは甲に対して・・・という行為をしていることから、甲の上記行為の正当防衛の成否について論じる。正当防衛の要件は、①・・・、②・・・

- ② 各要件を検討
- ③ 結論

4 有責性の検討

違法性と同じ要領で検討